

第4章 施策・個別事業

1 介護保険サービスの安定と充実

1-1 居宅サービス

施策の目的

介護保険制度の理念の一つに在宅重視があげられます。介護が必要な状態になった場合、可能な限り自宅において、自分らしく自立した日常生活を営むことができる環境をつくりま

す。

現状と課題

2017(平成29)年10月時点の居宅サービスの利用者は3,776人で、訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービスを提供しています。

2025年においては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護や生活支援を必要とする人が大幅に増加していくため、介護保険制度の持続可能性の確保が課題です。また、要介護認定者の重度化防止、自立支援に向けたケアマネジメント、サービスの提供などを図る必要があります。

施策の方向

サービス提供量が不足することのないよう民間事業者に事業実施を働きかけるとともに、利用者が快適にサービスを利用できるように努めます。

利用者の状況に応じたケアプランに沿ってサービスを提供することで、重度化防止や自立支援に取り組みます。

介護保険事業者連絡調整会議を活用し、民間事業者に介護保険や福祉サービスなど各種の情報提供を行うとともに、サービスの質の向上や供給量の確保を働きかけます。

1-2 地域密着型サービス

施策の目的

認知症高齢者等、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、中重度の要介護者が、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように、認知症ケアや地域ケアを推進するサービス提供の基盤をつくります。

現状と課題

平成 29 年 10 月時点の地域密着型サービスの利用者は 699 人で、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などのサービスを提供しています。また、地域密着型サービスの事業者指定にあたっては、地域密着型サービス運営委員会において適正かつ公平な審査を行ったうえで指定しています。

8つの日常生活圏域ごとにバランスを考慮した地域密着型サービスの整備が必要です。

施策の方向

今後の認知症高齢者等、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、中重度の要介護者の増加に対応するため、日常生活圏域ごとのサービス提供体制を整備します。



1-3 施設サービス

施策の目的

要介護者のための生活施設である介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、要介護者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す介護老人保健施設（老人保健施設）などを運営し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。

現状と課題

本市には、介護老人福祉施設が5か所（定員 520 人）、介護老人保健施設が3か所（定員 310 人）があります。

介護老人福祉施設の新規入所者は要介護3以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として位置づけられています。

施設整備の考え方については、介護保険施設整備の方針を定め、施設サービス利用が必要な人に対してそのニーズに応える必要があります。

施策の方向

本市においては、第6期介護保険事業計画に引き続き、介護保険サービスにおける施設サービス利用の割合を維持するよう設定します。

介護老人福祉施設については、医療ニーズのある要介護者の入所者数が増加することが予想されるので、施設へ医療機能や看取り機能の強化を働きかけます。

新たな介護保険施設となる介護医療院の整備については、ニーズや事業者の意向を踏まえて、検討します。

1-4 介護保険事業の円滑な運営

施策の目的

介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業者連絡調整会議の開催や、利用者負担の軽減等を通じて、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

現状と課題

介護保険事業を適切に運営するとともに、あんジョイプランの進捗管理を行うため、介護保険・地域包括支援センター運営協議会を設置、運営しています。

介護保険サービス事業者への支援については、市公式ウェブサイトで広く情報提供するとともに、介護保険事業者連絡調整会議を開催し集団指導と情報提供を行っています。

低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減を図っています。

関係組織（ケアマネット部会、ヘルパーネット部会、デイネット部会、グループホーム部会、施設部会、訪問看護ネットワーク部会、訪問リハネット部会、小規模多機能部会など）の開催や自発的な活動を支援する必要があります。

施策の方向

介護保険事業を効果的かつ効率的に運営するためにも、介護保険・地域包括支援センター運営協議会で、本計画の進捗管理等を実施します。

地域密着型サービス運営委員会で事業者の運営評価を行うことによって、事業所で提供されるサービスの質の向上を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-4-1	介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険の運営状況の管理、あんジョイプランの進捗管理、地域包括支援センターの運営に関して協議します。	高齢福祉課
1-4-2	地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの指定や指定基準、介護報酬の設定等について協議します。	高齢福祉課
1-4-3	介護保険事業者連絡調整会議	介護保険事業者へ集団指導と情報提供を行います。関係組織においては、各部会を随時開催し、情報交換やサービス向上のための研修等を行います。	高齢福祉課
1-4-4	介護保険利用者負担額軽減措置事業	低所得者であって、収入や預貯金等が一定条件にあてはまる人については、在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減します。(安城市独自の軽減制度)	高齢福祉課
1-4-5	社会福祉法人による利用者負担額軽減制度事業	世帯全員が市民税非課税であって、世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる人については、軽減を実施している社会福祉法人等が行うサービスを利用したときの自己負担を軽減します。	高齢福祉課



1-5 的確で質の高いサービスの提供

施策の目的

健全で安定的な保険財政運営の観点から、サービスを必要とする人への利用促進を図るとともに、不正・不適切な介護サービス事例については、事業者に改善を求め的確で質の高いサービスの提供を図ります。

現状と課題

県が策定した介護給付適正化計画を踏まえた介護給付費適正化事業の実施、介護保険事業者連絡調整会議を通じての指導、介護サービス事業者等への指導・監督等を行っています。

介護相談員派遣事業、ケアプラン指導研修、介護保険事業者連絡調整会議等の実施により、介護サービス事業者等の質の向上に取り組んでいます。

地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業など、市が指定・指導を行う必要があるサービスが拡大しており、指定・指導体制の充実が必要です。また、今後サービス量の増加に伴い介護人材の不足が問題となります。

施策の方向

介護給付費適正化事業については、今後、介護給付費の増加が予想される中、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼性を高め、持続可能なものとするのが一層求められることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的に取り組み、引き続き、介護給付費の適正化を図ります。介護相談員派遣事業やケアプラン指導研修事業の実施により、サービスの質の確保を図ります。

ケアプラン指導研修については、自立支援型マネジメントの作成、民間サービスやインフォーマルサービスの活用等に視点を置いて実施します。

介護人材の確保については、生活支援サービスの充実を図り専門職が介護に専念できる環境づくり、介護職員初任者研修の受講支援、介護ロボットや外国人の活用に関する情報収集・情報提供などを行います。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-5-1	介護給付費適正化事業	主要5事業と位置づけられた「認定調査状況のチェック」、「ケアプランチェック」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を行います。	高齢福祉課
1-5-2	介護サービス事業者等への指導・監督	市が保険者として制度説明等を行う集団指導だけでなく、運営指導及び介護報酬請求指導を行う実地指導を行います。また、指定基準違反や不正請求の疑いが認められる場合は、監査を行います。	高齢福祉課
1-5-3	ケアプラン指導研修事業	適切な居宅サービス計画作成を促進するために、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に研修会を開催します。	高齢福祉課
1-5-4	介護相談員派遣事業	介護相談員が介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聴き、事業所に伝える橋渡し役として、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ります。	高齢福祉課
1-5-5	介護従事者就労支援事業	介護保険サービス事業所の人材確保を支援するため、介護職員初任者研修を修了し、1年以内に市内の介護保険サービス事業所に就労したときに補助金を交付します。	高齢福祉課
1-5-6	介護保険制度趣旨普及事業	介護保険制度について広報紙への掲載、手引きの作成、事業所マップ等の作成により、最新の情報を提供します。また、まちかど講座などで民生委員や市民に対して、制度の周知を図ります。	高齢福祉課

【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		実績見込	目標・想定事業量	
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2020年度	2023年度
[1-5-1] ケアプランチェック実施事業者数(か所/年)	15	3	3	10	10
住宅改修実態調査数(件/年)	96	96	96	96	96
[1-5-2] 介護サービス事業者等への実地指導数(件)	26	43	31	31	31
[1-5-3] ケアプラン指導研修会開催数(回)	1	1	2	2	2
[1-5-4] 介護相談員派遣数(回)	436	425	438	490	500
介護相談員への相談数(人)	4,515	4,619	4,686	5,243	5,350
[1-5-5] 介護従事者就労支援事業補助金(件)	3	3	3	10	10
[1-5-6] 民生委員等への説明会の開催(回)	13	10	10	10	10

2 介護予防・生活支援施策の推進

2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の目的

高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の多様な実施主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

現状と課題

平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、自立支援型の介護予防ケアマネジメントに取り組み、訪問型サービス事業、通所型サービス事業を開始しています。

高齢者が身近なところで介護予防に取り組めるように地域住民による活動の支援等を行っています。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を進めていくとともに、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるような支援体制の拡充が必要です。

施策の方向

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスと通所型サービスについて、既存の介護サービス事業者に加えて、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人など地域の多様な実施主体を活用して高齢者を支援する仕組みづくりを検討します。

なお、介護予防については、生活機能向上などの高齢者本人への支援だけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取り組みができるように介護予防事業を見直します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-1-1	訪問型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者（※1）に、ホームヘルパー、地域住民やボランティアの人が自宅を訪問して、日常生活での生活援助などのサービスを提供します。	高齢福祉課
2-1-2	通所型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に、通所型サービス事業者や住民団体で開催する通いの場などで生活機能の向上を目指したサービスを提供します。 また、日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるようリハビリの専門職が3か月～6か月の短期間に集中して支援する短期集中型介護予防サービスを提供します。	高齢福祉課
2-1-3	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが要支援者及び事業対象者に対して、総合事業によるサービスなどが適切に提供できるように、自立支援の視点によるアセスメントやケアプランの作成などケアマネジメントを行います。	高齢福祉課
2-1-4	介護予防把握事業	市や地域包括支援センター等で収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。	高齢福祉課
2-1-5	介護予防普及啓発事業	老人クラブや町内会等に保健師などを派遣し、介護予防を含む健康に関する講話を実施することで、健康に関する正しい知識の普及と介護予防に対する意識の高揚を図ります。 また、広報紙やパンフレットを活用した啓発も行います。	健康推進課 高齢福祉課
2-1-6	地域介護予防活動支援事業	すべての福祉センターにおいて健康体操教室等を開催しています。町内公民館等に体操講師等を派遣し、筋力維持向上のための体操や認知症予防のための指導等を行い、健康づくりへの意識高揚を図り、要介護状態等になることを予防します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2-1-7 [新規]	地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防活動の担い手の育成等、介護予防の取組みを強化するため、住民主体の通いの場へのリハビリ専門職等による助言を実施します。	高齢福祉課

（※1）事業対象者とは、日常生活の状況や健康状態等の25項目の質問からなる基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を指します。

2-2 認知症施策の推進

施策の目的

今後の高齢化の進展に伴い、これまで以上に認知症高齢者等が増えていくことが予測される中、認知症高齢者等とその家族が、安心して暮らせるように環境整備を行います。

現状と課題

国では、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、施策の総合的な推進に取り組んでいます。

本市では、認知症高齢者等の標準的な支援の流れである認知症ケアパスを掲載した認知症ガイドブックの普及を図るとともに、平成28年4月に認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に取り組んでいます。また、平成28年6月に、市民や関係機関、医療機関と連携し、認知症高齢者等の早期発見及び保護並びに徘徊の予防等の支援事業（見つかるつながるネットワーク）を開始しています。さらに、これまで行われている地域住民の見守りに加えて、平成28年11月から、高齢者見守り事業者ネットワーク事業として、普段から高齢者に関わることの多い民間事業者からの申し出の都度、協定を締結し、高齢者を見守りを重層的に行っています。

認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及をさらに進め、地域で認知症高齢者等を見守る支援体制の充実が課題です。

施策の方向

認知症になっても安心して生活できるよう関連する情報を集約した認知症ガイドブックの普及と活用の促進を図ります。

認知症初期集中支援チームの周知と活動促進を図ります。また、認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターや地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）と連携して、認知症高齢者等を地域で支えられるよう市全体の認知症施策を推進します。認知症高齢者見守り事業における徘徊高齢者の探索については、GPS機器等の小型化などの機能向上への対応を検討します。

また、地域住民が認知症について理解し、本人・家族を見守り支援できるよう、認知症サポーターのステップアップ講座、認知症カフェの開設支援、高齢者見守り事業者ネットワーク事業の定着、見つかるつながるネットワークの活用、認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練の実施など、地域の支援体制の充実を図ります。

さらに、広く市民に周知するため認知症に関する講演会を開催します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-2-1 [新規]	認知症初期集中支援 推進事業	早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを配置し、専門職チームによる訪問や相談を行い、医療機関への受診につながるよう本人・家族を支援します。	高齢福祉課
2-2-2	認知症高齢者見守り 事業	徘徊のみられる認知症高齢者等が所在不明となった場合に、居場所を表示するシステムを活用し、早期発見を図ります。 行方不明高齢者等の早期発見及び保護のため、見つかるつながるネットワークで市民、警察、関係機関と連携・協力しています。	高齢福祉課
2-2-3	認知症サポーターの 養成	キャラバン・メイト養成研修修了者が、地域や職域の集まり、学校等に出向いて認知症に関する認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。 地域で認知症高齢者等を支えられるよう小学校や中学校などでも開催するとともに、認知症サポーターの活躍の場をつくりま	高齢福祉課
2-2-4 [新規]	高齢者見守り事業者 ネットワーク事業	市、社協、協力事業者が相互に連携を図り、協力事業者が通常の事業活動の中で異変のある高齢者及び支援を必要とする高齢者を早期に発見するなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	高齢福祉課

2-3 家族介護者に対する支援

施策の目的

地域での助け合いや家庭での温かい介護につながるよう、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を行うことにより、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図ります。

現状と課題

介護が長期間にわたったり、老老介護や認知症介護等で介護者の負担が大きかったりすることもあるため、介護している人の労をねぎらい、福祉の増進を図ることを目的として、在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業、おむつ費用助成事業を実施しています。

家族介護者の心身の負担軽減に向け、介護者のつどいなど介護者の仲間づくりと情報交換ができる機会をつくっています。

今後、支援を必要とする家族介護者に対して在宅ねたきり高齢者等介護人手当などの支援がいきわたるよう、事業の周知を図る必要があります。

施策の方向

助成・手当の申請については、民生委員やケアマネジャーへ周知させることにより、申請漏れの防止を図ります。

介護者のつどいについては、介護者の息抜きや交流の場となっており、男性介護者や育児中の介護者など、より多くの介護者が参加できるよう内容の充実を図ります。

介護教室については、生活に役立つ身近な内容とするとともに、気軽に参加できるよう、引き続き町内会単位での開催を働きかけます。

今後、介護のために退職や転職をする「介護離職」が問題となってくるため、仕事と介護の両立ができるよう相談窓口の周知を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-3-1	在宅ねたきり高齢者等介護人当事業	在宅ねたきり高齢者等を介護している人の労をねぎらうために、介護人手当を支給します。 [対象] 市内居住の65歳以上で3か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続いている人を介護している人	高齢福祉課
2-3-2	おむつ費用助成事業	おむつの必要な高齢者を介護している人の労をねぎらい、福祉の増進を図るため、市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券を交付します。 [対象] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人	高齢福祉課
2-3-3	介護者のつどい（家族介護支援事業）	介護者が日ごろの悩みや不安を相談するとともに、レクリエーションや講座などを行い、お互いの情報交換や仲間づくりの場を提供します。	社会福祉課 社会福祉協議会
2-3-4	介護者支援事業（介護教室の開催）	介護者及び介護に関心のある人を対象に、介護の基本的な技術や知識の習得、介護予防の知識の普及などを図る介護教室を開催します。	高齢福祉課 社会福祉協議会

2-4 医療と介護連携の推進

施策の目的

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護専門職が協働し、在宅医療・介護を切れ目なく提供できる体制を整えます。

現状と課題

平成25・26年度に愛知県の在宅医療連携拠点推進事業、平成26年度から平成28年度までは愛知県の地域包括ケアモデル事業を活用し、医療・介護・福祉の専門職の顔の見える関係づくり、ICTによる医療介護連携ツールの導入、在宅医療に関する市民や専門職への周知などに取り組んできました。

愛知県が県医師会に委託した在宅医療サポートセンターを、本市では安城市医師会が平成27年度から平成29年度まで実施し、専門職や住民からの在宅医療に関する相談業務や医療に関するコーディネート、啓発を行ってきました。

専門職の顔の見える関係づくりを継続するとともに、今後はICTを活用した医療介護連携の推進が必要です。また、在宅医療に関しては専門職の理解と市民への周知が課題であり、さらなる啓発が必要です。

施策の方向

在宅の要介護者の増加に伴い、今後も在宅医療・介護に関するニーズが高まることが予想されるため、在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護・福祉の専門職等多職種のさらなる連携、市民への周知に取り組みます。

また、高齢者が安心して自宅で生活できるよう在宅医療に関する相談業務や切れ目のない在宅医療を目指し、安城市医師会、安城市歯科医師会、安城市薬剤師会、安城更生病院、八千代病院とともに協力し取り組んでいきます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-4-1	多職種連携のための人材育成研修	「顔の見える関係」をつくり、医療・介護・福祉の専門職種間の相互理解を深め、連携を推進するための研修を実施します。 また、医師会と協力してICTを活用した「サルビー見守りネット」の利用促進のための勉強会を開催します。	高齢福祉課
2-4-2	在宅医療に関する普及啓発	相談窓口や活用方法等在宅医療に関する情報について、市公式ウェブサイトへの掲載、市独自のパンフレット等の配布、まちかど講座の開催など、市民や医療、介護関係者にとって活用しやすいツールを多職種で検討し普及啓発を図ります。 広く市民に周知するために在宅医療に関する講演会を開催します。	高齢福祉課



2-5 安心と自立を目指した日常生活への支援

施策の目的

多様な介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりを行うことにより、生活支援ニーズの増加に対応するとともに、高齢者が社会参加の機会や社会的役割を持つことで、生きがいを感じ介護予防につながるよう、支援体制の充実を図ります。

現状と課題

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援1・2と認定された人や、市や地域包括支援センターが行っている基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業を実施しています。

また、住民主体の地域の助け合い、NPOや民間企業等多様な主体によるサービスの創出を目指して、平成27年4月に8つの日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置しています。

介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、住民が必要性を理解し、地域で支え合う活動に結びつくよう支援が必要です。

施策の方向

地域ケア地区会議については、地域包括支援センターが中心となって地域課題を整理し、政策形成や新たな住民活動につなげていけるよう運営方法の充実を図ります。

生活支援体制整備については、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援に関するニーズを明確にし、住民等による新たな生活支援活動の創出や既存の活動の拡充へ結びつくよう働きかけをします。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-5-1	地域ケア会議	地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議を通じて、地域の課題の把握と解決策を行政施策に反映できるシステムを市内全域で構築します。	高齢福祉課
2-5-2 [新規]	生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターを中心に、生活支援ネットワーク会議を開催して高齢者の生活ニーズ等を協議し、地域資源の発掘と介護予防・生活支援サービスの創出を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2-5-3 [新規]	あんジョイ生活サポーター養成研修事業	高齢者の特性や生活援助方法を学ぶ機会を提供し、高齢者の生活支援の担い手を養成します。	高齢福祉課
2-5-4 [新規]	高齢者地域生活支援促進事業	サロンや体操教室、ごみ出し等介護予防・生活支援を目的とする主体的な住民活動を対象に補助金を交付し経済的に支援します。	高齢福祉課 社会福祉課
2-5-5	高齢者給食サービス事業	食の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供するとともに、安否の確認をします。 [対象] 在宅で65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上のみの世帯で障害者世帯又は要介護認定者がいる世帯もしくは、日中独居世帯	高齢福祉課
2-5-6	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	対象の高齢者に生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを提供し、在宅生活を支援します。 [対象] 高齢者世話付の県営住宅に居住する高齢者	高齢福祉課 社会福祉協議会
2-5-7	リフォームヘルパー派遣事業	福祉・保健・医療・建築の専門家がチームを組み、高齢者の自宅へ訪問して住宅リフォームのアドバイスを行います。 [対象] 概ね65歳以上の高齢者で、日常生活に介護を必要とする人	高齢福祉課

2-6 権利擁護等

施策の目的

認知症や虐待等により、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適正な支援をします。

現状と課題

認知症等で判断力が低下しても安心して地域で生活できるよう、成年後見支援制度や福祉サービス利用援助事業を実施しています。

介護者の精神的・身体的な負担の増大や家庭内の問題等から起きる高齢者虐待の相談や連絡に対応しています。地域包括支援センターが中心となり、民生委員や地区社協との連携を強化し、高齢者虐待の防止や早期発見に努めています。

養介護施設従事者による虐待もあり、地域、施設等を含めた高齢者虐待防止の取組みが必要です。

身寄りがいない、家族と疎遠であるなど様々な事情を抱えた高齢者に対しては、関係機関が連携した支援が必要です。

施策の方向

今後、高齢者の権利擁護に関する事業へのニーズが高まることが予想されますので、成年後見支援事業や福祉サービス利用援助事業の効果的な運営を図ります。

地域包括支援センターが関係機関と連携して高齢者への虐待を防止するとともに、介護者の負担等を軽減するための助言や援助を行います。また、養介護施設従事者による虐待については早急な事実確認を行い、必要に応じ適切な指導や処分を検討します。なお、必要な事項は、虐待等防止地域協議会で情報交換や対応の検討を行います。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-6-1	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	<p>特別の理由がある場合に限り、成年後見制度(法定後見制度)の利用の申立てを市長が親族に代わり家庭裁判所へ行います。また、市長申立てをした人のうち、成年後見人等への報酬を支払うことが困難である生活保護受給者等に対し、報酬分を助成します。</p> <p>[対象] 65歳以上で認知症等により判断能力が不十分なため、申立てを行うことが困難であり、かつ親族等がいない人</p>	高齡福祉課
2-6-2	成年後見支援事業(相談支援、啓発及び法人後見事業)	<p>認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度を市民に広く周知するとともに、制度に関する相談や助言を行います。また、家庭裁判所の審判に基づき、社協が法人として後見業務を行います。</p>	<p>障害福祉課 高齡福祉課 社会福祉協議会</p>
2-6-3	高齡者虐待防止の推進	<p>虐待の防止及びその早期発見のため、市や地域包括支援センターが中心となり、民生委員、地区社協、介護保険サービス事業所と連携し、高齡者の虐待防止を推進します。</p> <p>また、広報紙や介護保険事業者連絡調整会議等で通報の重要性について啓発を行います。</p>	高齡福祉課
2-6-4	老人保護措置事業	<p>対象となる高齡者について、養護老人ホーム等への入所措置を行うことで、心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。</p> <p>[対象] 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な、原則として65歳以上の高齡者</p>	高齡福祉課

【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		実績見込	目標・想定事業量	
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2020年度	2023年度
[2-1-7] 地域リハビリテーション活動支援事業実施数 (回)	—	—	64	80	80
[2-2-1] 認知症初期集中支援チーム会議開催数(回)	—	9	10	12	12
[2-2-2] 徘徊高齢者家族支援事業 利用数(人)	22	27	30	35	40
[2-2-3] 認知症サポーター養成講座(回)	38	28	18	20	23
[2-3-1] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業(人)	360	400	440	465	480
[2-3-2] おむつ費用助成事業(人)	339	384	433	455	470
[2-4-1] サルビー見守りネット登録療養者数(人)	—	63	110	140	155
[2-5-2] 認定者、事業対象者を主な対象とした住民活動(団体数)	—	—	1	3	5
[2-5-3] あんジョイ生活サポーター養成研修修了者数 (人：累計)	—	190	230	300	360
[2-5-4] 高齢者地域生活支援促進事業 利用団体(数)	4	14	20	25	27
[2-5-5] 高齢者給食サービス配食数(食)	77,801	76,097	77,000	78,000	79,000
特別食(人)	46	44	48	55	60
普通食(人)	556	537	550	580	600
[2-5-7] リフォームヘルパー派遣数(回)	15	25	25	25	25

3 高齢者福祉の推進

3-1 支え合いによる福祉のまちづくり

施策の目的

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活するために、地域における人のつながりを大切にし、互いに助け合うことで、支え合いによる福祉のまちづくりを実現します。

現状と課題

地域には、町内福祉委員会、老人クラブ、自主防災会、ボランティア団体など様々な組織があり、こうした地域組織の活動が地域福祉を推進するうえでの基礎となっています。

各地区では、地区社協や福祉センターが主体となって、町内福祉委員会や地域ボランティアグループが行うサロン活動や見守り活動の支援を行うとともに、地域福祉活動勉強会、各種講座、講演会を開催したり、広報紙を発行するなど、住民主体の地域福祉活動を推進するための事業を実施しています。

このように、地域福祉の体制の整備は進んでいるものの、世代間の意識の違いが出てきており、住民の参加意識が低く、地域組織の担い手の不足といった課題があります。

施策の方向

町内福祉委員会が、町内福祉活動計画に基づき活動の充実に取り組めるように支援します。町内福祉委員会の機能強化に向けて、担い手の人材発掘・育成支援に取り組むとともに、地区社協が地域の状況を踏まえて助言や活動相談等を行える体制づくりを支援します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-1-1	地区社協の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するための事業を実施している地区社協の活動を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-1-2	町内福祉委員会の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会の活動を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-1-3	地域見守り活動の推進	安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内福祉委員会を中心とした近隣住民による見守り活動の推進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-1-4	サロンの開催支援	地域住民相互の仲間づくり、介護予防、地域での見守り活動の推進のため、町内福祉委員会及び地域ボランティアグループによる身近な地域でのサロンなどの交流活動の開催を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-1-5 [新規]	福祉事業者、関係団体等の交流会の開催	様々な主体が実施する活動を活性化するため、町内福祉委員会、ボランティア、NPO、市民活動団体、福祉事業者などが一堂に会する交流会、サロン活動で活かせる情報を得ることができる場を設けます。	高齢福祉課 社会福祉協議会



3-2 健康づくりの推進

施策の目的

心身の健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、社会全体で相互に支え合い、市民一人ひとりの健康に対する意識が向上し、健康づくりを实践するよう図ります。

現状と課題

自身の健康状態を知る機会として、各種健康診査を実施しています。中でも、生活習慣病の有病者や予備群が増加している近年の状況を踏まえて、後期高齢者医療健康診査・特定健康診査を行っています。このほか、健康づくりの实践に向けた支援として、健康に関する正しい知識を普及するための情報提供、生活習慣を見直すための相談を実施しています。

団塊の世代が高齢期を迎え、健康づくりがますます重要となっている中、これらの事業がよりよい生活習慣に向けた行動につながるような工夫が求められています。

施策の方向

自らの健康状態への気づきは、健康づくりに向けた第一歩として重要であることから、引き続き健康診査の受診を働きかけます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-2-1	後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	生活習慣病などの疾病予防を目的とした健康診査を実施します。 [対象] 後期高齢者医療健康診査 ・・・後期高齢者医療制度加入者 特定健康診査 ・・・40～74歳の安城市国民健康保険加入者	国保年金課 健康推進課
3-2-2	健康相談	保健師や管理栄養士が、面接や電話での保健相談と、食事や生活習慣の改善のための相談を行っています。こころの悩みがある家族への接し方に困っている市民に対し、「家族のためのこころホッと相談日」を行っています。	健康推進課

3-3 生きがいのある生活の支援

施策の目的

高齢者が、教養の向上や趣味、スポーツ等にいきいきと取り組むことにより、健康づくりや生きがいづくりにつなげます。また、高齢者が持つ豊富な経験、知識、技能を活かして、地域社会の活性化や地域課題への対応に取り組めます。

現状と課題

高齢者の生涯学習活動を支援するため、公民館、文化センター、福祉センター、アグリライフ支援センター等で講座等を開催しています。また、スポーツイベントや運動の機会の提供等を通じて、高齢者の運動やスポーツを推進しています。そのほか、あんくるバスの運行を継続して行うとともに、高齢者の外出を支援するため、後期高齢者には乗車料金を助成しています。

高齢者の培ってきた経験や関心に基づき、多様な社会参加の機会が求められており、ボランティアセンター事業、市民活動センター事業、シルバー人材センター、老人クラブの育成等を通じて、活動機会の提供、地域を支える担い手やボランティアの養成を行っています。

一部の講座等では、参加者・利用者が固定化や減少し、講座終了後に実際の活動につながらないことが課題です。また、市民活動やボランティア活動に関心を持ち、参加する時期は定年退職以降がほとんどであるため、在職中から関心を持ってもらうことが必要です。

施策の方向

高齢者の生涯学習活動を促進するため、効果的な周知方法、学習ニーズに応じたテーマや開催形態、指導者の育成を検討します。講座等の終了後には自主的な活動につながるよう、参加者・利用者の関係づくりや活動に対する支援を進めます。

高齢者が支える側として活躍できる場を創出し、高齢者の生きがいづくりを図るとともに地域社会の活性化を目指します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-3-1	老人クラブへの支援	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにするため、会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流を総合的に実施できるよう支援します。	高齢福祉課
3-3-2	あんくるバス運行事業	高齢者をはじめとする移動制約者が駅や病院、福祉センターに行くことができるように、また、環境負荷の低減を図るため、市内循環バス(あんくるバス)を運行します。	都市計画課
3-3-3	高齢者社会参加促進事業	あんくるバスの乗車料金相当額を助成して無料とすることにより、外出を支援します。 [対象] 75歳以上の高齢者	高齢福祉課
3-3-4	路線バス補助事業	市民の移動手段の確保を図るため、赤字路線であることから存続が困難とされている民間バス路線に対して、支援(補助金の交付)を行い、高齢者をはじめとする市民の移動手段である路線バスの運行の存続を支援します。	都市計画課
3-3-5	シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高年齢者に対して、臨時的かつ短期的な仕事等を提供します。 [対象] 定年退職者等で、60歳以上の健康でシルバー人材センターの理念に賛同する人	高齢福祉課
3-3-6	ボランティアセンター事業	社協が、ボランティア育成事業(ボランティア養成講座の開催)、ボランティア相談事業(活動希望、派遣希望、情報提供等)、啓発事業のほか、ボランティア保険加入手続き、活動拠点や資材の提供等を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-3-7	市民活動センター事業	市民が気軽に市民活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりと市民活動団体の活動支援を通して、高齢者の社会参加を進めます。	市民協働課
3-3-8	高齢者教室	地区公民館において、生きがいを求める学習、健康づくり・介護予防につながる学習の機会を提供します。 [対象] 概ね65歳以上の市民	生涯学習課

NO	事業名	内容	関係課
3-3-9	シルバーカレッジ	幅広いカリキュラムで2年間（年間23回程度）の連続講座を開催します。 [対象] 60歳以上の市民	生涯学習課
3-3-10	地域における高齢者スポーツの推進	スポーツをすることで、現在の健康を保持・増進することを目的として、「高齢者向けスクール」「歩け・ランニング運動」「おはよう！ふれあいラジオ体操会」などの事業を実施します。	スポーツ課
3-3-11	「農」のある暮らしの普及促進	野菜づくり入門コースをはじめ栽培技術研修の実施や農作業、野菜づくりの体験を通して「食」と「農」への理解の促進を図るとともに、市民と農業者のふれあいや市民の健康づくり・生きがいづくりを促進します。	農務課
3-3-12	福祉センター講座	生きがいづくりと社会参加を促進するため、各福祉センターで幅広い講座を開催します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-3-13 [新規]	福祉センターサロン	福祉センターの利用者や地域の高齢者を対象に、居場所や仲間づくり、地域サロンの担い手の養成を目的としてサロンを開催します。	社会福祉課 社会福祉協議会

3-4 在宅生活の支援

施策の目的

高齢者の自立した生活を支援するために、介護保険サービス以外に、日常生活支援、住環境の改善、移動支援など、様々な状況にきめ細かに対応できるサービスを提供します。

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等が増加するとともに、支援を必要とする高齢者等が増加しており、日常生活における支援の必要性が高まっています。

高齢者に対する在宅生活支援サービスについては、ひとり暮らし高齢者を中心に、日常生活用具給付事業、人にやさしい住宅リフォーム費助成事業、寝具乾燥事業、高齢者軽度生活援助事業、高齢者外出支援サービス事業等を実施してきました。

今後も引き続き、サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、地域包括支援センター、民生委員等による情報の共有化を図る必要があります。

また、こうした在宅生活支援サービスについては、在宅生活の限界点の引き上げや介護予防推進の観点から、生活機能の向上に向けて事業内容を検証する必要があります。

施策の方向

要介護認定の有無にかかわらず、何らかの支援を必要とする人や介護保険給付サービスだけでは十分なサービスが得られない人に対して、一人ひとりの状況に適した在宅生活支援サービスを充実させるため、地域支援事業と連携したサービスのあり方を検討します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-4-1	高齢者外出支援サービス事業	車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーを利用して、医療機関や福祉施設への通院等をする場合に、その利用料金の一部を助成します。 [対象] 要介護1以上で、通常の自動車に乗れない高齢者	高齢福祉課
3-4-2	車いす移送車サービス号貸出事業	社協が、車いす移送車の無償貸出しを各福祉センターで行い、外出を支援します。 [対象] 市内在住の車いす使用者、市内福祉団体及び福祉施設関係者	社会福祉課 社会福祉協議会
3-4-3	車いす貸出事業	社協が、一時的に車いすが必要な人に車いすを1か月を限度に無償で貸し出します。 [対象] 市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、市内の福祉関係者及び福祉施設関係者	社会福祉課 社会福祉協議会

NO	事業名	内容	関係課
3-4-4	寝具乾燥事業	毎月、布団及び毛布の殺菌・乾燥を行い、そのうち年4回は水洗いを行います。 [対象] 概ね65歳以上のねたきりの人、ひとり暮らし認定高齢者、認知症高齢者、高齢者世帯、又は重度心身障害者	高齢福祉課
3-4-5	訪問理容サービス事業	自宅へ理容師が出張し、理髪（洗髪を除く）及びひげそりを行います。利用券を最大年6回分交付します。 [対象] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者が介護している高齢者	高齢福祉課
3-4-6	福祉サービス利用援助事業	社協が、認知症高齢者等の在宅生活を継続するため、支援計画を作成し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
3-4-7	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	利用者負担額における障害者施策との不均衡を是正するため、経過措置として利用者負担額を軽減します。 [対象] 低所得者であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人等	高齢福祉課
3-4-8	ひとり暮らし高齢者世帯等へのホームヘルプサービス	緊急で介護が必要な状況になった高齢者等の住まいにホームヘルパーが訪問して、食事の世話、掃除、洗濯など身の回りの世話をします。 [対象] 介護保険サービス対象外の概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、家族が介護を行うことができない状況にある人	高齢福祉課
3-4-9	高齢者軽度生活援助事業	外出の付添い、食事の支度、草取り、庭木の手入れなどをシルバー人材センター会員が高齢者本人と一緒にいきます。 [対象] ひとり暮らし認定高齢者又は高齢者のみの世帯に属し、日常生活を営むうえで支障がある人（所得制限有）	高齢福祉課

NO	事業名	内容	関係課
3-4-10	日常生活用具給付貸与事業	<p>65歳以上のひとり暮らし認定高齢者に住宅用火災警報器を給付し、70歳以上のひとり暮らし認定高齢者(所得制限有)に自動消火器を給付します。</p> <p>退院等により介護が必要な要介護1以下の人(所得制限有)に介護支援ベッドを貸与します。</p> <p>概ね65歳以上で歩行に支障のある人に市、社協、地区社協及び地域包括支援センター等で歩行支援用の杖を、1人1本を限度に無料で給付します。</p>	高齢福祉課
3-4-11	友愛訪問事業	<p>安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週2回程度訪問します。</p> <p>[対象] 近所づきあいや地域での交流の少ない概ね65歳以上のひとり暮らし認定高齢者</p>	高齢福祉課
3-4-12	福祉電話事業(電話訪問サービス)	<p>民生委員やボランティアが、週に1回電話をかけ、安否の確認を行います。</p> <p>[対象] 継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし認定高齢者、高齢者のみの世帯及び在宅重度身体障害者</p>	高齢福祉課
3-4-13	緊急通報装置設置事業	<p>緊急通報装置を電話回線に取り付け、急病等の緊急通報を受けた場合は、速やかに対応します。</p> <p>[対象] 概ね75歳以上のひとり暮らし認定高齢者や65歳以上の要介護認定者及び発作性の病気にかかっている人等</p>	高齢福祉課
3-4-14 [新規]	鍵の預かり事業	<p>社協が、自宅玄関の合鍵を預かり保管するとともに、市や社協等が行う安否確認や紛失時等に対応します。</p> <p>[対象] ひとり暮らし高齢者・障害者等で希望する人</p>	障害福祉課 社会福祉協議会

3-5 住環境の整備

施策の目的

住まいは生活の基盤であり、高齢者にとって安心して生活できる居住の場の確保は非常に重要です。高齢者が自立した日常生活を送ることができるように、高齢者に適した住宅等の整備を促進します。

現状と課題

家庭における生活環境の整備により、安心して日常生活を送ることができるようにするため、人にやさしい住宅リフォーム費の助成や家具転倒防止器具取付けを実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、本来は安否確認と生活相談を提供する比較的元気な高齢者向けのサービスですが、近年は特別養護老人ホームの待機場所になっているのではという問題が全国的にも取り上げられています。

今後、要介護者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえて、介護サービスや生活支援サービスと連携した住まいを確保する必要があります。

施策の方向

住宅改修の支援、家具転倒防止器具の取付けを継続していきます。

高齢者の自立や介護に配慮した市営住宅の整備に、引き続き取り組みます。

高齢者が安心して生活するために、多様な住み方が選択できるよう、住宅・福祉・介護関係者で住まいに関する取組みを検討します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-5-1	人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	住宅改修に要する費用を 10 万円を限度に助成します。 [対象] 住宅改修が必要なひとり暮らし認定高齢者、高齢者世帯（ともに所得税非課税）、要介護認定者等で運動器の機能に支障のある人	高齢福祉課
3-5-2	家具転倒防止器具取付事業	対象者の申請に基づき、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に、家具転倒防止器具を取り付けます。 [対象] ひとり暮らし認定高齢者等	高齢福祉課
3-5-3	市営住宅高齢者向け住戸改善事業	加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けることができるよう、既存の市営住宅を高齢者向け住戸に改善します。主な改善内容として、段差解消、手すり設置、非常用ブザー設置等を推進しています。	建築課
3-5-4	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各制度の周知	高齢者が安心して生活できるよう、住まい・介護・福祉の関係者と連携し、サービス付き高齢者向け住宅やバリアフリーに対応した住宅、住宅改修などの住まいに関する情報を提供します。	建築課 高齢福祉課
3-5-5	生活支援ハウス	自宅での生活が一時的に困難な人に、6 か月以内の必要な期間、住居を提供します。入居中は、生活援助員が、各種相談・助言、緊急時の対応、介護サービス等の利用手続きの援助等を行います。 [対象] 住宅改修、介護者の入院、虐待などの理由により、自宅での生活が一時的に困難な要介護 1 以下の概ね 60 歳以上の人	高齢福祉課

3-6 安全対策の推進

施策の目的

高齢者が地域において安全に暮らせるようにするため、大規模地震や風水害等に対する防災・減災対策に取り組めます。

高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり等の犯罪被害の防止、高齢者の交通事故の防止を図ります。

現状と課題

防災については、市内の73自主防災組織と連携し、あんぴメール等により防災情報を提供しています。また、町内福祉委員会による防災・福祉マップの作成や地域実態の把握に対する支援を行っています。

今後、避難行動要支援者支援制度を核として、自主防災組織や町内福祉委員会、民生委員やその他の支援者が多様な災害に対して協力して効果的な活動ができるよう、活動の定着と充実を図る必要があります。災害時に福祉避難所となる福祉センターにおいて、福祉避難所マニュアルに基づいた職員研修や避難所運営訓練を行っていく必要があります。

災害の初動期における自主防災組織を中心とした地域における共助の活動の充実と、その後の避難行動要支援者を含む被災者に対する早急な公的支援が可能となる体制の充実が必要です。

防犯・交通安全については、老人クラブ等を通じて高齢者に対する教室を実施するなど、防犯と交通安全の啓発に努めています。しかし、高齢者が被害に遭う犯罪や交通事故はいまだに多く発生しているため、より一層の啓発が必要です。

施策の方向

引き続き市内の自主防災組織による訓練を推進し、防災・減災に対する啓発を行っていきます。

民生委員の個別訪問時に防災・防犯等の啓発を依頼するなどして、高齢者への情報提供に取り組めます。また、避難行動要支援者登録制度の対象者へ登録を働きかけていきます。

防犯・交通安全については、リーダーの育成を行うとともに、リーダーによる啓発活動を推進していきます。また、犯罪などの情報提供を積極的に行い、防犯意識、交通安全意識の向上に取り組めます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-6-1	地域ぐるみの防災活動の推進	全自主防災組織で訓練を行うとともに、自発的な訓練を実施できるよう働きかけ、地域ぐるみの防災活動を推進します。	危機管理課
3-6-2	避難行動要支援者制度の啓発	避難のための情報入手、避難や避難所等での支援、安否確認など、的確な避難行動支援を受けることができる避難行動要支援者制度の啓発や地域における情報の共有化を図ります。 [対象] 災害時に自力で避難することが困難な高齢者等	社会福祉課 危機管理課
3-6-3	防犯啓発活動の推進	高齢者を対象とした防犯教室を開催するとともに、防犯ボランティアリーダーによる地域での啓発活動により、高齢者に様々な防犯活動への参加の機会を提供します。	市民安全課
3-6-4	交通安全シルバーリーダーの養成	各老人クラブ会員の中に交通安全に関するリーダーを養成し、リーダーによる交通安全活動を推進します。 また、交通安全教室等で高齢者に交通安全を広く呼びかけます。	市民安全課

【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		実績見込	目標・想定事業量	
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2020年度	2023年度
[3-1-4] 月1回以上開催のサロン数	80	99	105	110	115
[3-2-1] 後期高齢者医療健康診査実施率(%)	44.3	43.6	44.0	44.5	45.0
[3-3-1] 老人クラブ数(団体)	99	102	101	102	103
会員数(人)	11,315	11,301	11,132	11,300	11,300
[3-3-2] あんくるバス後期高齢者月平均利用者数(人)	11,154	12,426	13,698	14,520	14,950
[3-3-3] あんくるバスの運行路線数(路線)	11	11	11	11	11
[3-3-4] 存続運行路線数	2	2	2	2	2
[3-3-5] シルバー人材センター登録会員数(人)	975	979	1,000	1,100	1,150
[3-3-7] 市民活動センター団体登録数(団体)	339	385	350	390	430
[3-3-8] 高齢者教室の教室数(教室)	11	11	11	11	11
[3-3-9] シルバーカレッジのクラス数(クラス)	2	2	2	2	2
[3-3-10] グラウンド・ゴルフ協会会員数(人)	303	310	320	325	330
高齢者向けスクールの参加者数(人)	93	111	110	115	120
歩け・ランニング運動の参加者数(人)	7,249	7,208	7,250	7,300	7,400
おはよう！ふれあいラジオ体操会の参加者数(人)	10,407	10,268	10,300	10,500	10,700

(事業量) (個別事業)	実績		実績見込	目標・想定事業量	
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2020年度	2023年度
[3-3-11] 野菜づくり入門コース実施数 (回)	2	2	2	2	2
[3-3-12] 福祉センター講座数 (講座)	49	54	54	54	54
福祉センター講座受講者数 (人)	8,406	9,610	9,700	9,800	9,900
福祉センターの利用者数 (人)	448,169	494,448	496,000	498,000	500,000
[3-3-13] 福祉センターサロン数 (サロン)	18	31	32	32	32
福祉センターサロン参加者数 (人)	3,456	10,905	11,000	11,500	12,000
[3-4-1] 高齢者外出支援サービス事業 利用者数 (人)	563	600	610	640	660
[3-4-4] 寝具乾燥事業の利用者数 (人)	80	76	80	80	80
[3-4-5] 訪問理容サービス事業 延利用者数 (人)	47	46	46	48	50
[3-4-9] 高齢者軽度生活援助事業 月延利用者数 (人)	916	1,013	1,000	790	810
[3-4-10] 介護支援ベッド貸与数 (台)	20	20	20	20	20
高齢者用杖の給付数 (本)	765	797	810	850	875
[3-4-11] 友愛訪問事業 訪問者数 (人)	270	245	245	250	255
[3-4-12] 福祉電話事業 (電話訪問サービス) 利用者数 (人)	251	215	200	210	220
[3-4-13] 緊急通報装置設置数 (台)	411	433	455	480	495

(事業量) (個別事業)	実績		実績見込	目標・想定事業量	
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2020年度	2023年度
[3-5-1] 住宅リフォーム費助成実施数(件)	169	162	162	170	175
[3-5-2] 家具転倒防止器具取付設置数(世帯)	15	11	15	15	15
[3-5-3] 住戸改善事業(戸:累計)	239	267	293	340	—
[3-6-1] 自主防災訓練への参加者数(人)	13,611	14,551	15,000	16,500	18,000
自主防災訓練の実施率(実施組織/全組織73)(%)	99	96	99	100	100
[3-6-3] 高齢者対象の防犯教室の参加者数(人)	1,342	996	900	900	900
[3-6-4] 交通安全シルバーリーダー養成講座参加者数(人)	58	58	54	60	60

